

教育委員会会議 臨時会

令和4年5月18日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

- 第 6 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 7 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 8 号 少人数教育推進検討委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について
- 第 9 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 10 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 11 号 山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に関する検証委員会の設置及び委員の委嘱について

## 2 報告事項

なし

## 3 その他報告

- ( 2 ) 県議会に提出する予定案件について
- ( 3 ) 山梨県図書館協議会委員の任命について

議案第 6 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 7 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

## 議案第 8 号

### 少人数教育推進検討委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について

#### 提案理由

公立小中学校における更なる少人数教育の推進を検討するため、山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定により附属機関を設置し、同条第四項により、このことを告示するとともに、附属機関の委員の委嘱及び任命を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

件名	少人数教育推進検討委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和元年6月に山梨県教育大綱において、1クラス25人を基本とする少人数学級編制を小・中学校において計画的・段階的に導入について検討することを明示。</li> <li>○ 令和元年は7月に、令和2年は9月に少人数教育推進検討委員会を設置し、それぞれ5回の委員会を開催。</li> <li>○ 令和3年度に1年生、令和4年度に2年生に25人学級を導入。</li> <li>○ 「国の動向を注視しながら、小学校3年生以降の少人数教育推進について引き続き検討する」（令和3年2月少人数教育検討委員会報告書）</li> <li>○ 令和3年は、3年生以降の少人数教育推進に向け、人材、施設不足対応経費のシミュレーション、検討委員会の計画について、庁内で検討。</li> </ul>
内容	<p>1 少人数教育推進検討委員会設置について 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定により、附属機関を設置する。 【別紙1 少人数教育推進検討委員会設置要綱（案）】</p> <p>2 委員会について</p> <p>(1) 設置目的 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かで質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会を設置する。</p> <p>(2) 所管事項 委員会では、次に掲げる事項について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 25人学級導入の効果等の検証について</li> <li>② 小3以降の少人数教育について</li> <li>③ その他必要な事項</li> </ul> <p>(3) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員数 17名【別紙2 委員名簿（案）】</li> <li>② 回数 5回（予定）</li> </ul> <p>(4) 第1回少人数教育推進検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日時 令和4年5月31日（予定）</li> <li>② 会場 山梨県庁防災新館オープンスクエア（予定）</li> </ul>

## 少人数教育推進検討委員会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かで質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所管事項）

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- （1）現行の少人数学級編制における成果と課題
- （2）更なる少人数学級編制の推進方策
- （3）その他必要な事項

### （委員）

第3条 委員会は、委員17名以内をもって構成する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から設置の日の属する年度の年度末までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し進行する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、山梨県教育庁義務教育課において行う。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。







○山梨県附属機関の設置に関する条例（令和二年四月一日改正）

（抜粋）

（附属機関の設置及び担任意務）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる機関を設置し、その担任する事務は、同表の担任意務欄に掲げるとおりとする。

2 執行機関は、必要があると認めるときは、その附属機関として、別表第二に掲げる機関を設置することができる。この場合において、その機関の担任する事務は、同表の担任意務欄に掲げるとおりとする。

3 前二項に定めるもののほか、執行機関は、その設置期間が一年未満である附属機関を設置することができる。

4 前項の規定により附属機関を設置するときは、執行機関は、あらかじめ、その機関の名称、担任する事務その他必要な事項を告示しなければならない。

議案第 9 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

## 議案第 10 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

### 提案理由

教育庁生涯学習課で行う子育てなどに関する相談業務について、甲府市に所在する県立男女共同参画推進センターの大規模改修に伴い場所を変更して処理することから、職員の駐在に関して所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 訓令の概要

### 教育庁生涯学習課

題名	山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	教育庁生涯学習課が行う子育てなどに関する相談業務について、甲府市に所在する県立男女共同参画推進センター（以下、「県立男女共同参画推進センター」という）の大規模改修に伴い場所を変更して処理することから、職員の駐在に関して所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育庁生涯学習課で行う子育てなどに関する相談業務については、現在、県立男女共同参画推進センターにおいて、事務を処理している。</li> <li>○ 県立男女共同参画推進センターは、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間、大規模改修工事のため休館となる。</li> <li>○ このため、休館期間中における子育てなどに関する相談業務は、県立青少年センターにおいて行うため、事務処理を行う職員の駐在場所に関して所用の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 規程の内容</p> <p>教育庁生涯学習課が行う子育てなどに関する相談業務を行う職員の駐在場所について、「甲府市朝気一丁目」を「甲府市川田町」に改める。</p>
施行期日	令和4年5月24日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし



に  
関  
す  
る  
規  
程  
（  
令  
和  
二  
年  
山  
梨  
県  
教  
育  
委  
員  
会  
訓  
令  
甲  
第  
六  
号  
）  
の  
一  
部  
を  
次  
の  
よ  
う  
に  
改  
正  
す  
る  
。

附  
則

この訓令は、令和四年五月二十四日から施行する。

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程新旧対照表

別表（第二条関係）				新
略	二 教育庁生涯学習課	略	駐在職員の所属機関	
略	子育てなどに関する 相談業務		駐在処理事務	
略	甲府市川田町		駐在場所	
別表（第二条関係）				旧
略	二 教育庁生涯学習課	略	駐在職員の所属機関	
略	子育てなどに関する 相談業務		駐在処理事務	
略	甲府市朝氣一丁目		駐在場所	



## 議案第 11 号

山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に関する検証委員会の設置及び委員の委嘱について

### 提案理由

山梨県高校総合体育大会で発生した消毒液の誤提供に関して、事案が発生した背景を検証し、原因を究明することで、有効な再発防止策の策定に繋げるために検証委員会を設置する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

概要

保健体育課

題名	山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に関する検証委員会の設置及び委員の委嘱について
趣旨	本件委員会を設置し、山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供の発生した背景を検証し、原因を究明することで、有効な再発防止策の策定に繋げる。
内容	<p>1 設置の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年5月7日に行われた、山梨県高校総合体育大会春季大会の女子5000m競歩競技における給水において、飲料水に混ざって手指消毒用アルコールが提供され、一部の選手がこれを飲むなどした事案が発生した。</li> <li>○ 上記経緯を重く受け止め、本事案が何故起こったのか、原因について究明を行う必要がある。</li> <li>○ 本件委員会を設置し、本事案が発生した背景を検証し、原因究明をすることで、今後策定する再発防止策に活かす。</li> </ul> <p>2 附属機関として設置する理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件委員会による原因究明作業の結果、本事案の原因とされた事項については、今後策定する再発防止策に盛り込むこととする。</li> <li>○ したがって、本件委員会は、行政執行のため又は行政執行に伴い必要な審査、審議、調査等を行い、機関として合議による意思決定（意見集約）を実施するものであり、附属機関として設置する。</li> </ul>
委員数	3人（弁護士、学識経験者、薬剤師） 【詳細別紙】
委員の任期 (委嘱期間)	公報掲載日（令和4年5月26日予定）から令和4年7月31日まで
留意点	なし
参考事項	なし





その他報告 2

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

## 山梨県図書館協議会委員の任命について

### 1 根拠法令等

図書館法（昭和25年法律第118号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

### 2 担当事務

図書館法第14条第2項に規定する図書館協議会として、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。また、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第1項の規程により、山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務を行う。

### 3 組織

#### (1) 委員の定数

15人

#### (2) 委員の要件

学校教育の関係者（現2人）、社会教育の関係者（現5人）、家庭教育の向上に資する活動を行う者（現3名）、学識経験のある者（現5人）

#### (3) 委員の任期

2年（令和3年2月1日～令和5年1月31日）

### 4 今回の任命について

理由：山梨県附属機関の設置に関する条例の下に設置された山梨県図書館協議会において、充て職者のうち人事異動があった1名の委員の後任者を、委員に任命する必要があるため。

任期：前任者の残任期間（令和5年1月31日まで）

### 5 その他

山梨県図書館協議会において、人事異動に伴い4名について所属・職業欄の記載内容を変更する。